

## 1. 健康・医療分野の要配慮個人情報取扱い

- 健康・医療分野の要配慮個人情報に関し、本人に明示的に開示・説明されており本人が十分に理解している医療情報(レベル2情報)の取扱いについて、PHRの検討状況と整合を図りながら、認定指針の改定に向けて対象情報や同意・審査要件等の検討を進める。

## 2. 個人を起点にしたデータポータビリティの推進

- 情報銀行が個人の委任を受けてプラットフォーム等が保有する個人情報を開示請求することにより本人のデータを取得し、情報銀行をハブとしたデータの移転・利用を可能とすることで、より個人に適したサービスの提供や簡便な乗換え等の実現が期待される。これらの実現に向けて、情報銀行とプラットフォーム等との間のデータ連携の方策や情報銀行が実装すべき機能等について検討を進める。

## 3. 準公共分野のプラットフォーム・地方公共団体との連携

- パーソナルデータの取扱いが課題となる健康・医療・介護、教育、防災といった準公共分野におけるプラットフォームの構築に関し、これらの分野の主要なデータホルダーであり、データを活用した地域課題の解決や住民サービス向上の主体でもある地方公共団体と情報銀行とのデータ連携の在り方や、教育分野における学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築における情報銀行の活用の在り方について検討を進める。

## 4. 情報銀行におけるプロファイリングの取扱い

- 情報銀行におけるプロファイリングの取扱いについて、有識者及び事業者ヒアリングを通じて議論を深め、論点を整理し、その結果を踏まえて認定指針の改定など必要な対応を進める。

## 5. 情報銀行認定におけるプラットフォーム認定制度の導入

- 情報銀行認定の一類型として、同意取得・管理プラットフォームなど情報銀行事業に必要な機能の一部を提供するプラットフォームサービスの認定制度の導入に向けた検討を進める。

## 6. 新たなプライバシー関連技術への対応

- 秘密計算や自由会話など新たなプライバシー関連技術への情報銀行における対応について検討を進める。